

重要事項説明書

(通所リハビリテーション)

(介護予防通所リハビリテーション)

事業者：大石内科循環器科通所リハビリテーション

1 大石内科循環器科通所リハビリテーションの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	大石内科循環器科通所リハビリテーション
所在地	静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目6番1号
介護保険事業所番号	通所リハビリテーション事業 (2274100938号)
サービス提供地域	静岡市(葵区・駿河区) 山間部を除く

(2) 営業日及び時間

月曜日 ~ 土曜日	午前9:00 ~ 午後4:00
休業日	日曜・祝日・夏期休暇・年末年始休暇

(3) 職員体制

	員数
医師	1名
理学療法士	3名
作業療法士	1名
看護師	1名
介護士	1名以上

2 サービス内容

通所リハビリテーション計画に沿って、機能訓練、送迎、食事の提供、入浴介助、口腔機能向上、栄養改善、アクティビティーその他必要なりハビリ等を行います。

3 利用料金

(1) 要支援

介護保険適用	金額
要支援1	1,768円 (1ヶ月)
要支援2	3,734円 (1ヶ月)
機能訓練をしたとき	232円 (月1回)
リハビリの質を管理したとき	342円 (月1回)
口腔機能向上をしたとき	154円 (月1回)
栄養スクリーニングをしたとき	5円 (1回/6ヶ月)
栄養改善をしたとき	154円 (月1回)
選択的サービス複数実施加算 (I)	495円 (月1回)
選択的サービス複数実施加算 (II)	723円 (月1回)
職員処遇改善加算	ご利用額合計×4.7%

(2) 要介護 利用時間：7～8時間

介護保険適用	金額
要介護1	735円 (1回)
要介護2	877円 (1回)
要介護3	1,020円 (1回)
要介護4	1,188円 (1回)
要介護5	1,353円 (1回)
リハビリテーション提供体制加算	28円 (1回)
入浴をしたとき	52円 (1回)
リハビリの質の管理を行った場合	238円 (1ヶ月)
医師がより質の高いリハビリ管理を行った場合 6ヶ月まで	1,156円 (1ヶ月)
6ヶ月以降	826円 (1ヶ月)
生活機能の個別リハビリを行った場合 3か月まで	2,066円 (1ヶ月)
4か月～6ヶ月まで	1,033円 (1ヶ月)
集中的な個別リハビリを行った場合 3か月まで	114円 (1回)
認知予防に必要なリハビリを行った場合 3か月まで	248円 (1回) 又は1,983円 (1ヶ月)
口腔機能向上訓練をしたとき	155円 (月2回)
栄養スクリーニングをしたとき	5円 (1回/6ヶ月)
栄養改善指導をしたとき	155円 (月2回)
職員処遇改善加算	ご利用額合計×4.7%

当リハビリテーションの送迎者をご利用なさらずご自身で来所、帰宅された場合は、1回片道につき49円減額とさせていただきます。(要介護のみ)

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○自費をいただくもの (介護保険適用外)

食材料費用 (昼食・おやつ代)	700円
パット代	50円
リハビリパンツ代	100円
おむつ代	150円

(3) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月初めに当月分の料金明細を配布致します。

銀行口座振替日は翌月27日となります。27日が土・日・祝日の場合は、翌営業日の振替えとなります。

入金確認後、領収書を配布致します。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業者の担当職員が当事業所の通所リハビリテ

ーションの内容についてご説明します。契約及び通所リハビリテーション計画作成後、サービス提供を開始します。

※すでに介護保険をご利用なさっている場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

5 緊急時の対応方法

通所リハビリテーションの提供中にお客様に容態の変化等があった場合は、速やかにお客様の主治医等に連絡致します。

6 非常災害対策

消防・防災計画を作成し、火災・地震その他の災害の予防及び人命の安全・被害の軽減を図るよう設備の整備や点検を欠かさず、訓練を行い、従業員の教育も行っています。

7 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口及び担当者

事業所名：大石内科循環器科通所リハビリテーション

TEL：054-252-0585 担当者：大石保子

各市区町村でも受け付けております。通所リハビリテーションに関する利用者の要望・苦情に対して、迅速に対応します。

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

<苦情報告の連絡場所>

当事業所	TEL 054) - 252 - 0585
静岡市役所介護保険課	TEL 054) - 221 - 1202
静岡県国保連合会	TEL 054) - 253 - 5590